

第7回 警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会  
議事要旨

1 日時

平成23年3月31日（木） 午後 1 時00分から午後 3 時00分まで

2 議事要旨

- ・街頭防犯カメラシステムの設置後の状況について
- ・米国視察の結果について
- ・設置後アンケートの分析結果について
- ・技術検証の結果について
- ・最終とりまとめについて
- ・質疑等
- ・警察庁長官官房審議官あいさつ

この研究は、防犯カメラの効果研究として、他の調査研究と比べても明確に優れたデータを示していると思う。実証実験の結果も直ちに実用可能ということではないが、わが国の防犯カメラの運用において、さらに活かされていくという意味では非常に大きな成果だと思う。

警察活動への寄与という意味では、カメラシステムにより、発報を受けてい集状況等を確認し、被害を未然に防ぐなどの対応ができたなど、迅速な対応という面でも役立っていたと思う。

また、発報を受けた事案が事件化して逮捕につながるこのの方が、成果としては分かりやすいかもしれないが、防犯という観点からは、事件に至る前に警察が出動して抑止できる方がはるかに効果は大きい。

米国視察においては、米国は情報を扱う人のアクセス管理が英国に比べて緩いということであったが、視察先のシンクタンク（Urban Institute）内の司法政策センターの報告書などを調べたところでは、画像データについて指定された警察官のみが操作、データ管理をするという内規を策定しようという動きが出てきているようである。

インターネット上のサービスで、カメラ画像を個人がコストや手間をかけずにいくらでも入手できる今日の状況下において、この研究会での検討は、画像データ等をどう管理していくべきかということについて、OECD 8 原則などを出発点に徐々に積み上げて民間設置のカメラにも通用する普遍的なルール化につなげていくべきではないかという、いままで無かった非常に重要な問題提起ができていないか。

民間が設置する防犯カメラだけで、街の防犯体制をきちんと構築していくという公共目的を果たしていくことには限界がある。警察が自治体と一体となって街の防犯を考えていくような協力関係の中で、警察による民間への適切な支援が一層求められると思う。

警察設置の防犯カメラと、事業者や個人が設置する防犯カメラが有機的に活用できれば、さらに社会の安全・安心に繋がると思う。しかし、そういう場面では、被撮影者のプライバシー保護がより重要となってくるので、全ての防犯カメラに共通した、民間でもこのような基準での防犯カメラの設置・運用すべきというような基準のようなものを、OECD8 原則などをベースに発信できれば非常にいいと思う。

商店街にとって、警察が設置した防犯カメラは相当犯罪抑止に繋がっていると思う。商店街では、警察との協力体制が出来上がっており、毎月、自治体や警察と一緒に歓楽街の状況を把握しているが、これも防犯カメラが設置された効果の一つであると思う。

人工知能の分野では、本当に役に立つものは、90%が自動処理で、残り10%は人間がやるというバランスを保って設計した場合に本当に威力を発揮できるという有名な経験則がある。犯罪捜査に関しても、画像処理技術を応用することで、10倍、あるいは100倍効率化でき、重要事件以外の事件にもさらに適用できるようになり、結果的に検挙率がさらに上がり、そのことが一層の犯罪の防止に繋がると考える。

この研究会は警察が設置するカメラについて議論することが目標であったが、警察が設置する防犯カメラは全ての防犯カメラのごく一部であって、ほとんどは民間の設置しているものである。画像データを活用する際に個人のプライバシー保護の問題を考えなければならないことは、自治体・民間の設置する防犯カメラにおいても同じであるから、そのことに関する方向性について、この研究会で基本的な部分は出せたことは非常に意味があると思う。